

**【中国】**

- ①性別及び生年月日が確認できる公証書とその訳文
  - ②独身であることがわかる公証書とその訳文
  - ③国籍がわかる公証書とその訳文または旅券とその訳文
  - ④近親婚でない旨の申述書  
(要件具備証明書を添付できないが、中国の婚姻の法律要件を備えている旨の申述書)
- ★必ず原本をご持参ください。

※記載内容によって、受理されるまでに時間がかかる場合がありますのでご了承ください。場合によっては、追加資料の提出をお願いすることもあります。